

事業主の皆さん 償却資産の申告を

1月1日現在、市内に償却資産を所有している事業主は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

申告書は12月中旬に送付します。新規開業などで届いていない場合は、連絡してください。

償却資産の申告は、「eLTAX（エルトックス）」（地方税ポータルシステム）を利用した、インターネットによる電子申告を受け付けています。電子申告の利用開始には、eLTAXホームページから利用届け出（電子申告の申し込み）が必要です。

詳しくは、eLTAXホームページを確認してください。



主な償却資産

◇構築物 駐車場の舗装、屋上看板などの広告設備、門、塀、緑化施設 など

◇機械および装置 工作機械、印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置 など

※太陽光発電設備は償却資産に該当し、住宅用では受給最大電力が10kW以上の場合、課税対象

となります（建材型ソーラーパネルを除く）。

◇車両および運搬具 大型特殊自動車（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラックなどは除く）。

◇工具、器具および備品 事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器 など

●申告期限 1月31日（月）

●問い合わせ先

◇償却資産について
市税課固定資産税担当

☎(580)1829

◇eLTAXについて

地方税共同機構

☎0570(08)1459

☎03(5521)0019

※受付時間 午前9時～午後5時
月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

しようめい君の 納税証明書発行を廃止

1月4日（火）から、各コミュニティセンターと市役所1階までかフロアに設置している「しようめい君（簡易申請端末機）」で、市県民税納税証明書が発行できなくなります。

市県民税納税証明書が必要な場合は、税証明に関する申請書を記入し、各窓口へ提出してください。

●問い合わせ先

情報広報課IT政策担当

☎(580)1807

12月はSTOP滞納 県下一斉徴収強化月間

市では、県および県内市町村と連携し、税金などの徴収率向上と滞納金額縮減を図るため、啓発活動による納税推進や滞納者に対する催告強

化、差し押さえや搜索などの滞納処分強化など、さまざまな徴収対策に取り組みます。

この機会に、納め忘れの税金などがないか確認しましょう

●問い合わせ先

収納課収納担当

☎(580)1831

☎(580)1974



12月27日（月）が納期限です

- ◇固定資産税（第4期）
- ◇国民健康保険税（第7期）
- ◇介護保険料（第7期）
- ◇後期高齢者医療保険料（第6期）

延滞金は **年 8.8%**

※令和3年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.5%です。

市税などの納付は口座振替が便利です

市ホームページからでも口座振替の申し込みができます（一部対応していない金融機関があります）。

●問い合わせ先

◇納付について

収納課収納担当 ☎(580)1975

◇口座振替について

収納課滞納整理担当 ☎(580)1832



口座振替申込